



障害基礎年金をご存知ですか？

☎ 住民課 ☎ 932-1151 (内線116)

国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で障がいが残り、国民年金保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。

請求できる条件

- ▶ **対象者**
障がいの原因となった病気やけがで、初めて病院にかかった日(初診日)において、次のいずれかに該当する人
 - ・国民年金(1号・3号)に加入中だった人
 - ・老齢基礎年金の繰上げ請求をしておらず、当時厚生年金に加入していなかった60歳～64歳の人
- ▶ **納付要件**
障害基礎年金を請求するには、次のどちらかの納付要件を満たしていなければなりません。
 - ・初診日の属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと。
 - ・初診日の属する月の前々月までの公的年金被保険者期間で、3分の2以上の納付済期間(免除期間を含む)があること。
 ※20歳前に初診日がある場合は、この納付要件はありません。

注意点

- ・障害者手帳の有無や、等級は関係ありません。診断書をもとに、国民年金法で定められた障害等級に該当するかどうかで、受給できるかが決まります。
- ・厚生年金もしくは共済年金加入期間中に初診日がある場合は、障害厚生年金、障害共済年金を請求することになります。年金事務所または各共済組合にご相談ください。

まずご相談を

請求できるのか、どのような書類が必要なのかは、人によって異なります。
まずは、住民課 国民年金係の窓口でご相談ください。



1年に一度は健康診査を受けましょう

☎ 住民課 ☎ 932-1151 (内線116)

令和3年度健康診査の受診期限は令和4年3月31日(木)までです。まだ受診されていない人で受診を希望する人は、お早めに医療機関にご予約の上、受診してください。なお、受診については、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、医療機関にあらかじめ電話で相談の上、ご検討ください。

受診には、「被保険者証(保険証)(またはマイナンバーカード*)」と広域連合が郵送した「受診票」、「自己負担金500円」が必要です。

受診票は令和3年4月末現在で被保険者の人には4月下旬～5月上旬に、また令和3年5月以降に75歳になる人には誕生月の10日ごろに送付しています。

なお、今年度75歳になる人は、75歳の誕生日以降に受診をお願いします。

健診実施医療機関が分からない場合や、受診票の再発行が必要な場合は、お気軽に下記までご連絡ください。

なお、受診票の再発行には1週間ほどお時間がかかりますので、お早めにご連絡ください。

※被保険者証の代わりにマイナンバーカードが利用できるのは、オンライン資格確認を導入している健診実施医療機関に限ります。

▶ 問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター
〒812-0044
福岡市博多区千代4の1の27
(福岡県自治会館5階)
☎ 651-3111 FAX 651-3901



須恵町人権擁護委員の委嘱が行われました

☎ 福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線125)

9年3か月という長きにわたり、須恵町人権擁護委員を務められた東郷 行美さん(藤浦区)にかわり、令和4年1月1日から新たに、田中 真由美さん(乙植木区)が人権擁護委員に委嘱されました。

▶ 人権擁護委員とは

人権擁護委員は、毎月第1木曜日13時から16時まで福祉センター相談室において行政・人権・心配ごと相談を行なっています。

人権について、困ったことや心配なことがありましたら、人権擁護委員にご相談ください。

▶ 須恵町の人権擁護委員

- 丸山 信幸さん
- 米倉 清美さん
- 大塚 信夫さん
- 岡本 省二さん
- 田中 真由美さん



筑後川流域での環境保全活動を支援します

☎ 上下水道課 水道係 ☎ 932-1445(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線235)

▶ 対象者

所在地が福岡都市圏にある非営利活動団体、大学のサークルなど

▶ 補助限度額

- ・森林の育成や保全活動、森林に関する環境教育活動 40万円
- ・河川や海等の清掃活動、環境教育活動、水質保全活動など 30万円

▶ 申請書の配布

福岡都市圏ホームページからダウンロード

※下記宛に電話・メールなどでの請求も可

▶ 申請期間

4月15日(金)まで

▶ 問い合わせ先

福岡都市圏広域行政事業組合
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
☎ 733-5004 FAX 733-5005
E-mail fukuokatoshiken@nifty.com



70歳到達予定者および後期高齢者のための医療制度説明会のお知らせ

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

- ▶ 日にち 3月23日(水)
- ▶ 場所 保健センター 1階
- ▶ 対象者

70歳到達予定者のための医療制度説明会

(国民健康保険加入者のみ)
昭和27年3月2日～昭和27年4月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和22年4月1日～昭和22年4月30日生まれの人



令和4年度 障がい者タクシー券を発行します

☎ 福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線127)

在宅の障がい者に対して、タクシーの初乗り料金を助成するタクシー券の発行を行います。タクシー券は、令和4年4月1日(金)から利用できます。

▶ 対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳、特定疾患(指定難病)医療受給者証をお持ちの人

- ▶ 受付時間 8時30分～17時15分
- ▶ 発行日 令和4年4月1日(金)から
- ▶ 発行場所 須恵町役場 福祉課窓口
- ▶ 必要なもの
各手帳または受給者証、印鑑(代理人が発行する場合は代理の人の印鑑が必要です。)



町税の納付忘れにご注意ください

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)

3月31日(木)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座のご登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分の引き落としがあります。預金残高にご注意いただきますようお願いいたします。

- ▶ 対象の税目 国民健康保険税 10期分



「進学」により他市町村への転出が決まったら、学生用保険証の手続きを

☎ 住民課 ☎ 932-1151(内線116)

須恵町国民健康保険に加入している人が、大学などへの進学により須恵町から他市区町村に住居を移す場合は、学生用保険証の手続きが必要です。

▶ 学生用保険証とは？

須恵町に住所のない人は、原則として須恵町国民健康保険の保険証を使うことができません、住所がある市区町村で国民健康保険に加入する必要があります。

ただし、特例として進学を理由に住所を移し、須恵町にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、須恵町が発行する学生用保険証を使うことができます。
※学生用保険証を使用できるのは「学生である期間」のみです。

▶ 転出届の提出前に

次のものを持参の上、住民課にて手続きを行なってください。

- ① 学生であることが証明できるもの(在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書)
- ② 今までの国民健康保険証
- ③ マイナンバーおよび免許証など顔写真付き公的身分証明書

▶ 学生用保険証をお使いの人へ

既に学生用保険証(右上に学がある保険証)をお持ちの人が、卒業などにより学生でなくなる場合は学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きをすることになります。学生用保険証をお持ちで今年3月に卒業予定の人がいる世帯には手続きの案内通知を3月中旬にお送りします。必要書類を確認し、速やかにお手続きください。